

令和元年8月8日

各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### エボラ出血熱の疑似症の判断における接触歴について

『「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について』（令和元年7月18日付健感発 0718 第3号健康局結核感染症課長通知）において協力を依頼しているところです。

現在、検疫所においては、『「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について』（令和元年7月18日付健感発 0718 第1号健康局結核感染症課長、薬生食検発 0718 第1号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）に従い、「到着前21日以内にコンゴ民主共和国の北キブ州又はイツリ州、又はウガンダ共和国のカセセ県に渡航又は滞在していたことが確認された場合は、

(1) のア（エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない）がある者）に該当する」とみなして対応しているところです。

つきましては、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた当面の間、貴自治体での対応に際し、疑似症の判断において、『到着前21日以内にコンゴ民主共和国の北キブ州又はイツリ州、又はウガンダ共和国のカセセ県に渡航又は滞在していたことが確認された場合』は、「接触歴がある」とみなして対応いただけますようお願いいたします。

また、検疫所からの健康監視開始の連絡があった場合、いつでも対応ができるよう、連絡網、受け入れや搬送の体制などを含めた関係者との調整や確認を進めて頂きますようお願いいたします。

#### 【関連資料】

○「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について（自治体宛て通知）（令和元年7月18日付健感発 0718 第1号健康局結核感染症課長、薬生食検発 0718 第1号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知） ※検疫所への通知が含まれています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000529092.pdf>

○「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」の周知について（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujiouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000169699.pdf>

○エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について（平成27年10月2日 健感発 1002 第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujiouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164704.pdf>